

報道関係者各位

平成31年3月1日(金)

(担当) 上席審議役(経営企画担当) 稲川 武宣

(電話) 03(3506)9454

不適正な兼業を行った職員の懲戒処分について

今般、当機構の懲戒処分等に関する規定に基づき、下記のとおり、職員の処分を行いました。

1 月の安全性定期報告の紛失事案に引き続き、再びこのような事案を発生させたことにより、関係の皆様にも多大なる御心配と御迷惑をおかけしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当機構といたしましては、機構設立の原点に立ち返り、利害関係企業等との関係を厳しく律することを肝に銘じた上で、このような事案が二度と発生することのないよう、組織を挙げて綱紀の粛正と再発防止に向けた取組を進め、国民から信頼される公正な業務運営に努めてまいります。

記

1. 事案の概要

- 当機構の国際部門に所属する係長級の職員が、以下の就業規則に違反する兼業を行っていた。
 - (1) 本人が当機構に入職する前に自ら立ち上げた翻訳会社において、対価を得て、医学系論文や製薬企業から依頼を受けた文書の翻訳業務を行っていた。
 - (2) 昨年秋以降、3社と業務受託契約(秘密保持契約を含む)を締結し、報酬を得て企業へのコンサルティング業務及び翻訳業務を受託していた。この3社は、我が国で薬機法上の製造販売業許可を有している企業1社と製薬企業に対するコンサルティングを行う企業2社であった。この他に製薬企業に対するコンサルティングを行う企業1社と業務受託に向けた交渉を行っていた。
 - (3) 本人は、製薬企業に対するコンサルティングを行う企業1社に対し、実際に我が国に承認申請を行う意図がある者を紹介し、この者への支援業務に、当該企業の Senior Regulatory Adviser の資格で参加していた。
- 昨年10月頃から、複数回にわたり繰り返して、勤務時間中に、当機構のPC端末を用いて、前記の翻訳作業や業務受託契約の締結に関連する協議を行っていた。
- 前記の業務受託契約の締結の際に受託元に提出した履歴書に、当機構における肩書を詐称して記載していた。また、メールの署名欄の肩書も同様に詐称して、当機構外の第三者に多数のメールを送信していた。
- 一昨年9月から昨年12月にかけて、勤務態度が不良であり、業務に支障を来していた(なお、これについては、当機構として、本人に対し勤務態度の改善に向けた指導を行っていた。)

2. 処分等の内容

本人に対する処分

処分年月日：平成31年2月28日

処分内容：懲戒解雇

なお、事案の重大性にかんがみ、本人の処分を急いだものであり、管理監督者責任については、今後、事実関係の確認を行った上で、適切に対処する。

3. 企業秘密の漏洩の有無について

- ・ 本人が、申請企業等の企業秘密に関する情報を漏洩していないかどうかについて、
 - ① 本人が当機構のシステムを利用して送受信したメール内容（添付ファイル含む）の確認
 - ② 個別品目に関する情報が格納された情報システムへのアクセス記録の確認
 - ③ 本人が使用していたPC端末及び機構サーバ内の個人専用領域に記録された情報の確認
 - ④ 本人が使用していたPC端末の操作記録の確認
 - ⑤ 本人が利用可能なUSBメモリ等の電子媒体の利用記録の確認を行ったが、外部に申請企業等の企業秘密に関する情報を漏洩したことをうかがわせる事実は確認できなかった。
- ・ 併せて、当機構全役職員（嘱託、事務補助員を含む。）を対象に、本人から企業秘密の提供を求められたことがないかどうかの調査を行い、その結果、審査の一般的な考え方の提供を求められた職員はいたが、企業秘密の提供を求められた役職員は存在しなかった。
- ・ なお、本人への聴取の結果、本人も情報の漏洩を否定している。

4. 再発防止策

- ・ 今回の事案を踏まえ、理事長から全役職員に対し、機構設立の原点に立ち返り、綱紀の粛正、特に、兼業の制限及び利害関係企業等との関係を厳しく律すべきことについて、徹底する。
- ・ 管理職を対象に臨時に研修を行い、欠勤が続くなど勤務状況に問題がある職員への対処法や経営幹部に対する早期の報告等の組織的対応の重要性について徹底する。
- ・ 就業規則をはじめとする就業上のルールやシステム面での対応に関し、このような事案の発生を防止する観点から必要な対応を検討し、所要の見直しを行う。
- ・ 関係団体に対し、当機構職員が企業側の一員として医薬品開発等のコンサルタント業務に就くことはない旨を周知するとともに、当機構職員に問題行動があった場合の通報窓口を設け、それについても併せて周知する。

以上